

字治市宇治琵琶33 発行 字 治 市 政 策 経 営 部 政 策 総 務 課 電話 22-3141番 印刷 宇治市槙島町吹前123-4 (侑南山城複写センター

目》次

規 盯 ○規則第28号 宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則(人事課) …2 ○規則第29号 行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規 則 ………(人事課) …2 ○規則第33号 宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第 1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則(消防総務課)…2 令 甲 訓 ○訓令甲第8号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓 令 ………………………(人事課) …2 公 告 ○公告第29号 農用地利用集積計画の縦覧 …… (農林茶業課) …3 ○公告第32号 道路の位置の指定の変更 (一部廃止) ······(建築指導課) ···3

/////**規**///////**則**//////

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。 令和2年4月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第28号

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市事務分掌規則 (昭和58年宇治市規則第7号) の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「に主幹」を「に担当室長、主幹」に改める。

第5条第3項中「、参事」を「、参事、担当室長」に改め、同条 第5項中「、室長」を「、室長、担当室長」に改める。

別表第2危機管理室の部中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 特別定額給付金に関すること。

別表第2産業地域振興部の部産業振興課成長支援係の項中第14 号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の 1号を加える。

(13) 宇治市事業者おうえん給付金に関すること。

別表第2福祉こども部の部こども福祉課児童給付係の項に次の1 号を加える。

(9) 子育て世帯への臨時特別給付金に関すること。

附則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

(掲示済)

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公 布する。

令和2年4月30日

字治市長 山本 正

宇治市規則第29号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則 (宇治市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 宇治市職員の管理職手当に関する規則(昭和59年宇治市 規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「参事」を「担当室長、参事」に改める

(宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則 (平成19年宇治市規則第3号)の一部を次のように改正する。 別表第1の7級の項第2号中「産業戦略参事」を「担当室長、 産業戦略参事」に改める。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。 令和2年6月26日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第33号

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則 で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年宇治市規則第59号)の一部を

次のように改正する。

本則の表中「165,150円を」を「166,950円を」に、「、165,150円」を「、166,950円」に、「70,790円」を「72,990円」に、「82,580円を」を「83,480円を」に、「、82,580円」を「、83,480円」に、「35,400円」を「36,500円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の目から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項 の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和2年4月1日以 後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係 る介護補償の額については、なお従前の例による。

☆☆訓☆令◇甲☆☆☆

宇治市訓令甲第8号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を、次のとおり定める。

令和2年4月30日

宇治市長 山本 正

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(字治市職員の職務名に関する規程の一部改正)

第1条 宇治市職員の職務名に関する規程(昭和44年宇治市訓令 甲第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中第29号を第30号とし、第8号から第28号までを 1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 担当室長

(字治市事務決裁規程の一部改正)

第2条 宇治市事務決裁規程 (昭和58年宇治市訓令甲第1号)の 一部を次のように改正する。

第2条第12号中「及び」を「、事務分掌規則第4条第2項に 規定する担当室長及び」に改める。

別表第2危機管理室に関する事項の項中第5号を第6号とし、 第4号の次に次の1号を加える。

(5) 特別定額給付金の支給(支出			
負担行為を含む。)の決定をす	0		
ること。			

別表第2産業地域振興部産業振興課に関する事項の項中第22 号を第23号とし、第13号から第21号までを1号ずつ繰り下 げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 宇治市事業者おうえん給付金			
の支給(支出負担行為を含む。		0	
)の決定をすること。			

別表第2福祉こども部こども福祉課に関する事項の項中第24 号を第25号とし、第19号から第23号までを1号ずつ繰り下 げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 子育て世帯への臨時特別給付			
金の支給(支出負担行為を含む		0	
。)の決定をすること。			

(特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部改正)

第3条 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程(平成17 年宇治市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、担当部長」を「、担当部長、担当室長」に改める

0

を

別表中

Γ

危機管理室主幹 (1) 危機管理に関すること。 危機管理室主幹 (2) 防災計画に関すること。

Γ

に改め

危機管理室担当室長	危機管理に関すること。
危機管理室主幹	(1) 危機管理に関すること。
危機管理室主幹	(2) 防災計画に関すること。
危機管理室主幹	(3) 特別定額給付金に関する
危機管理室主幹	こと。

る。

附 則

この訓令は、令和2年5月1日から施行する。

(掲示済)



宇治市公告第29号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第 1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第1 9条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

令和2年6月16日

宇治市長 山本 正

- 1 縦覧に供する農用地利用集積計画 令和2年度第8号 令和2年度第9号
- 令和2年度第9号 2 関係書類の縦覧期間

令和2年6月16日以後、常時備え置くこととします。

3 関係書類の縦覧場所

宇治市産業地域振興部農林茶業課

(掲示済)

宇治市公告第32号

道路の位置の指定の変更(一部廃止)について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号 に規定する道路の位置の指定の変更(一部廃止)を次のとおり行い ました。

令和2年6月26日

宇治市長 山本 正

		7 相中人 四年 正
変更指	変更指定	変更(一部廃止)した 変更(一部廃止)した
定番号	年月日	土地の地名及び地番 道路の延長及び幅員
第 5 8	令和2年	宇治市木幡平尾29番 延長:264.9 m
7 - 2	6月9日	1の一部、29番22 幅員:5.0m
号		の一部、29番29の 4.0m
		一部、宇治市木幡御蔵
		山50番1の一部、5
		0番2、50番5の一
		部、50番6の一部、
		50番7の一部